

# 公益社団法人宮城県航空協会

## 利益相反ポリシー

### 1. 目的

公益社団法人宮城県航空協会（以下「本会」という。）は、本会定款に定めるとおり、航空機の操縦訓練とその関連事業を通じ広く宮城県民に航空に関する知識、技術並びに航空スポーツの普及を図り、青少年の健全育成をはじめ、県民の人身の健全な発達、豊かな人間性を涵養することに寄与する。又、航空機離着陸場と関連施設を災害発生時の救援航空機離着陸場として提供し県民の人命財産を守ることに寄与することを目的としている。この目的を達成するために、本会の役員及び会員は誠実に職務を遂行する義務を負う。

しかし、その職務を遂行する過程において、本会が有する利益が、役員及び会員の利益と衝突する、いわゆる利益相反の状況が生じうる。このような状況に関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）等の法令を順守することは当然として、更に、本会に対する社会的な信頼を確保し、利益相反について取組むべき姿勢と対処を明確にするために本ポリシーを策定する。

### 2. 利益相反ポリシーの対象者

本ポリシーの対象となる者は、役員及び会員（以下「役職員等」という。）であり、各々の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、本会定款第 21 条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 会員とは、本会定款第 5 条に規定する会員をいう。

### 3. 利益相反及び利益相反行為の定義

- (1) 利益相反とは、役職員等の利益になると同時に、本会の不利益となることをいう。
- (2) 利益相反行為とは、利益相反の状況をつくりだす取引及び取決め等の行為をいう。

### 4. 利益相反行為の管理

本会は、利益相反行為に該当する可能性のある事案については、次のとおり管理する。

- (1) 役職員等が利益相反行為に該当する可能性のある事案を進めようとするときは、本会理事会（以下単に「理事会」という。）において情報を開示した上で（一名の理事を通じての開示で足りる）、理事会の承認を受けなければならない。
- (2) 理事会は、理事により構成される検討委員会を組織し、利益相反行為の該当性を判断させる。
- (3) 理事会は、検討委員会が利益相反行為に該当すると判断した場合には、当該利益相反行為を承認するか否かを判断する。

## 5. 利益相反行為の承認における判断基準

前項の事案について、理事会は、役職員利益相反行為が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱しており不相当と判断した場合は、これを承認しない。

## 6. 理事の利益相反取引の原則禁止

理事は、第3項に定める利益相反行為のほか、原則として、一般法人法第84条第1項各号に規定する取引を行ってはならない。ただし、同条同項柱書きの理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

## 7. 本会関係者に対する特別の利益の供与の禁止

公益認定法第5条第3号の趣旨に則り、本会は、本会の関係者に対し、特別の利益（利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいう。（「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」平成20年4月内閣府公益認定等委員会））を与えてはならない。「関係者」とは、同法施行令第1条各号に規定する者である。

なお、本会の個人正会員が所有する個人機（個人正会員複数名が共同で所有する個人機を含む）を本会が定める規定に従い持ち込み、公益事業に使用する場合は、本会の維持、発展に寄与し、公益に資すること、及び、当該個人機所有者が当該個人機の搭乗につき優先されるとしても、当該所有者に不相当な利益を供与するものではないことから、上記特別な利益は発生しないものとする。

## 8. 周知・公表

本会は本ポリシーを本会の役員、会員へ周知するとともに、外部に公表する。

## 9. 役職員等への啓発

利益相反に関する意識向上のため、役職員等に対し専門家による研修を実施する。

## 10. 見直しの実施

国内外の経済や社会の情勢の変化、航空スポーツ界を取り巻く情勢の変化、利益相反の事例蓄積状況等に応じて、本ポリシーの適宜見直しを実施する。

## 11. 本ポリシーの改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

### 1. 本ポリシーは令和6年4月1日から施行する。